

国 保 通 信



問い合わせ
市民生活課

保険年金係
75-2159

国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者の方は、入院したときの食事代のうち、一部は本人負担（標準負担額）ですが、住民税非課税世帯の方は市役所で申請されると減額することができます。

●標準負担額減額認定証の申請

①減額の認定を受けるには

市民生活課保険年金係で申請してください。

対象になる方には、認定証を即日発行しますので、必ず入院中の病院に提示してください。

入院日数が90日を超えた時はさらに減額される場合もありますので、入院日数が確認できる領収書を添えて再度申請してください。

※認定証の有効期限は毎年7月31日までとなっています。



減額認定後の標準負担額

区 分			標準負担額 (1食あたり)
70歳未満	住民税 課税世帯の方		260円
	住民税 非課税世帯の方	90日までの入院	210円
		90日を超える入院	160円
70歳以上	住民税 課税世帯の方		260円
	住民税 非課税世帯の方 (認定区分Ⅱ該当者)	90日までの入院	210円
		90日を超える入院	160円
	年金収入80万円以下の方等 (認定区分Ⅰ該当者)		100円

②申請時に必要なもの

- ・入院中の方の保険証
- ・印鑑（みとめ印可）

今年予定していた集団健診が終了しましたが、働き盛りの40～50代の受診率は対象の2割程度でした。9月は推進月間としてまだお済みでない方に受診のご案内をします。



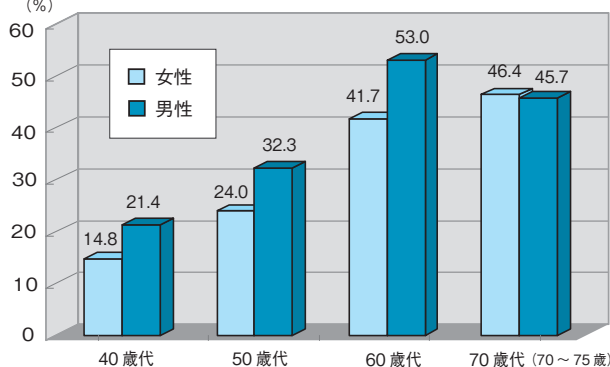
特定健診未受診の方は 個別に医療機関で！

6月から各地区公民館等を会場に行った特定健診の集団健診が終了しました。

今年の特定健診の受診率は目標値43%（国保特定健診等計画による）に対して、41%となり、昨年の37.7%をやや上回っています。下のグラフは多久市の集団健診対象者の性別・年代別の受診状況を表していますが、40～50歳の受診率が60歳以上と比べて、著しく低いことが分かります。

まだ健診を受けていない方は、県内の特定健診登録医療機関で個別に受診することができます。健診にかかる料金は1,000円です。（事前の予約が必要です。）
受診する時は「保険証」と5月にお届けした「特定健診受診券」を、必ず医療機関の受付窓口に表示してください。

性別・年代別の集団健診受診割合（平成21年度）



問い合わせ 福祉健康課 健康増進係
75-3355

なお「血圧・糖尿病・脂質」の異常などで通院している方でも、薬を服用していない方は、ぜひ健診を受けてください。

私たちは、生活習慣の改善と病気の早期発見によりみなさんの健康維持・増進を図るため、まずは国が定めた65%以上の受診率の達成を目標にしています。

みなさんも、まずご自身の健康管理のために受診してください。